

添付法令資料 3 :

金融サービスセクターにおける加害者情報システムによる加害者の
履歴情報の管理に関する2024年12月12日付
インドネシア共和国金融サービス庁規則No. 28 (目次)
同月17日施行

- 第1章 総則 (第1条及び第2条)
- 第2章 履歴情報の利用者 (第3条及び第4条)
- 第3章 履歴情報のソース及び範囲 (第5条及び第6条)
- 第4章 アクセス権 (第7条ないし第10条)
- 第5章 管理
 - 第1節 施策及び手続 (第11条)
 - 第2節 利用 (第12条及び第13条)
 - 第3節 監督 (第14条及び第15条)
 - 第4節 行政処分 (第16条)
- 第6章 履歴情報の活用 (第17条ないし第19条)
- 第7章 終則 (第20条)